

# 即時抗告申立理由書

東京高等裁判所 御中

平成 29 年 4 月 21

抗告人代理人弁護士

森 公任

の森  
印  
公任

同 弁護士

森元 みのり

印  
之  
印

同 (担当) 弁護士

鈴木 信作

印  
之  
印

同 (担当) 弁護士

内野 翠

印  
之  
印

## (1) 判断根拠

原審判は、月 2 回の面会交流の実施を命じているが、その判断の根拠が不明である。

平成 8 年 1 月から 12 月までの間に横浜家庭裁判所において面会交流が認められた事案のうち、月 2 回以上の実施を認めたものは全体の 3 % にすぎず、大多数の 74 % が月 1 回の実施を認めたものである（甲 24 の 280 頁）。

とすれば、面会交流の実施を認めるとしても、月に 1 回の実施とするのが通例であり、月に 1 回の実施を超える面会交流を認めるのであれば、より多くの面会交流を認めるべき必要性、相当性などを含めた特段の事情が必要であると考えられる。

原審は、面会交流の頻度の判断の根拠として「その上で、長男の年齢、相手方の生活状況等」を挙げているところ、「その上」が指す（2）で記載されている内容は、面会交流の実施を認めるべきであるとする根拠と付添型援助を不要と判断する根拠のみであり、月 2 回、1 回 6 時間程度という頻度と長さの判断理由を示しておらず、ここに理由不備が認められる。

甲 2 4	家事調停における面接交渉権の実証的研究	写し 抜粋	H9.2 .	大塚 正之	面会交流が実施が認められた事案のうち、74 % が月に 1 回の実施を認め、月に 2 回以上の実施を認めたものは全体の 3 % にすぎないこと等
	司法研修所論集 創立 50 周年記念特集号 1997- II (第 98 号)				